

地域とともにある学校の在り方に関する作業部会の設置について

1. 設置の目的

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方等について調査審議を行うため、初等中等教育分科会に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

2. 委員等

- (1) 作業部会の委員は、初等中等教育分科会長が指名する。
- (2) 作業部会に主査を置き、作業部会の互選により選任する。
- (3) 主査に事故があるときは、主査が作業部会に属する委員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 作業部会においては、必要に応じ、作業部会の委員以外の者の協力を得ることができる。

3. 検討事項

新しい時代の教育や地方創生を実現するために求められる今後のコミュニティ・スクールの在り方とそれを踏まえた総合的な推進方策その他地域とともにある学校の在り方に関して必要な事項について検討する。

4. 設置期間

本作業部会は、3. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5. その他

ここに定めるもののほか、議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。